

公益財団法人江東区健康スポーツ公社管理運営施設における アイス自動販売機設置運営事業者募集要項

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）では、令和8年4月1日より管理運営施設内における自動販売機によるアイスクリーム類（アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、氷菓）の販売を行う設置運営事業者（以下「事業者」という。）を以下条件のもとで募集する。

1 募集事業者

3に記載の設置場所における自動販売機によるアイスクリーム類の販売を行う事業者

2 募集事業者数及び設置台数

募集事業者数 1社

設置台数 7台

3 設置場所（設置場所の詳細は別紙1参照）

施設名	住所	設置台数
亀戸スポーツセンター	江東区亀戸8-22-1	1台
有明スポーツセンター	江東区有明2-3-5	2台
東砂スポーツセンター	江東区東砂4-24-1	1台
深川北スポーツセンター	江東区平野3-2-20	1台
江東区スポーツ会館	江東区北砂1-2-9	1台
深川スポーツセンター	江東区越中島1-2-18	1台

4 応募資格及び要件

応募できる事業者は、10に記載のある自動販売機設置運営条件を満たすことが可能な事業者で、自動販売機の設置及び管理業務を履行する能力があると公社が認める者。

ただし、次のいずれかの条項に該当する場合は応募できない。

- (1) 自動販売機の設置業務（自ら管理するものに限る）について、1年以上の実績を有していない者。
- (2) 乳類を販売する場合は、食品衛生上の営業許可等の免許を有していない者。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。
- (4) 今年度当初から公募期間までの間、当該営業などの営業に関して、行政処分を受けているか、公衆衛生上重大な事故をおこしている者。
- (5) 暴力団関係者が役員である法人、または暴力団関係者が実質的に関与している法人である者。

(6) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができない者。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年）

6 改修工事に伴う休館予定

江東区スポーツ会館 全館休館中。営業再開は、令和8年4月20日（月）を予定。

東砂スポーツセンター 令和8年10月から令和10年3月まで全館休館予定。

7 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
募集受付	令和8年1月8日（木）～令和8年1月21日（水） 17時まで
質問の受付期間	令和8年1月8日（木）～令和8年1月14日（水）
質問に対する回答期限	令和8年1月18日（日）
選定結果公表	令和8年2月中旬予定

※令和8年1月13日（火）は休館日

8 質疑・回答

(1) 質問受付期間：令和8年1月8日（木）～令和8年1月14日（水）

(2) 質問方法：所定の質問書（様式第7号）に質問の要旨を簡潔に記載し、以下のメールアドレスへ電子メールで送信すること。メールの件名は「事業者選定質問書（事業者名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

メールアドレス：keiyaku2025@koto-hsc.or.jp

(3) 回答方法：令和8年1月18日（日）までに当公社ホームページにて公表し、個別の回答は行わない。

9 応募手続き等

(1) 提出書類 次のものを各1部提出すること。

	書類	備考
ア	応募届	様式第1号
イ	誓約書	様式第2号
ウ	登記事項証明書	発行後3か月以内のもの
エ	国税の納税証明書 ※1	発行後3か月以内のもの

オ	法人事業税の納税証明書	発行後3か月以内のもの
カ	売上手数料率提案書	様式第3号
キ	アイス自動販売機設置運営業務提案書	様式第4号
ク	販売品目提案書	様式第5号
ケ	設置する自動販売機のカタログ	寸法、年間消費電力等確認できるもの
コ	委任状※2	様式第6号

※1 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額がない証明書を提出。

※2 契約等の手続きを営業所等の代理人が行う場合には委任状を提出。

(2) 応募方法

応募書類の受付期間

令和8年1月8日（木）から1月21日（水）まで

※令和8年1月13日（火）は休館日

受付時間 午前9時から午後5時まで

提出先 江東区東陽二丁目1番1号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社 江東区健康センター内

事務局管理係 自動販売機設置運営事業者募集担当

提出方法 窓口に直接持参、または書留での郵送。

(3) 応募にあたっての留意事項

- ・応募に係る費用は申込者の負担とする。
- ・提出された書類は一切返却しない。
- ・提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ・提出された提案書は情報公開の対象文書とする。

10 自動販売機設置運営条件

(1) 自動販売機本体・販売品目

① 規格は、別紙2自動販売機契約案件一覧に記載した既存設置寸法と原則同等とすること。

※ 規格について、同等以外を提案する場合は、事前に各施設で寸法を確認のうえ、16に記載の担当に了承を得ること。

② 販売品目は、包装されたアイスクリーム類（アイスクリーム、アイスマilk、ラクトアイス、氷菓）とする。

③ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。

④ 当たりくじ機能は有しないものとし、音声機能も停止できるものとすること。

⑤ 自動販売機の設置にあたっては、日本産業規格（JIS規格）の据付基準または一般社団法人全国清涼飲料連合会の自動販売機据付基準等を遵守し、転倒防止対策を施すこと。

⑥ LED照明採用等、省電力及び環境に配慮した機種とすること。

- ⑦ ユニバーサルデザイン仕様の機種とすること。
 - ⑧ 電子マネー等のキャッシュレス決済対応自動販売機の設置を検討すること。
 - ⑨ 原則として、販売本数が確認できるカウンター付きの機種とすること。
 - ⑩ 販売価格については、標準販売価格（定価）を基準とし、物価の上昇等で近傍の売価と比較して明らかに不相当になったときは、協議のうえ、販売価格を改定すること。
 - ⑪ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて公社と協議し、その指示に従うこと。
- ※ ⑦～⑧について、必須条件ではないが、評価の加点項目とする。
- (2) 維持管理責任
- ① 自動販売機への商品の補充、衛生管理、環境整備（空き容器の回収など）、保守修理及び売上金の回収等については、事業者が責任をもって行うこと。
 - ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
 - ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応し、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
 - ④ 販売する商品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収するとともに、可能なものについては、リサイクルすること。
 - ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
 - ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、公社の責が明らかな場合を除き、全て事業者が負うこと。
 - ⑦ その他詳細については、事業者と公社との間で協議のうえ取り決めるものとする。

1.1 契約条件その他

- (1) 公社は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 公社は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、または変更することができる。
 - ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき。
 - ② 事業者が契約条件に違反したとき。
 - ③ 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなったとき。
 - ④ 公社が、設置場所を公用・公共用に供する必要が生じたとき。
 - ⑤ 江東区が、公社との指定管理者の指定を取り消した場合。
- (4) 契約が終了した場合には、事業者は公社と協議のうえ、直ちに自らの負担で原状回復すること。

1 2 費用負担

事業者は、以下に掲げる経費を負担すること。

(1) 売上手数料

自動販売機の売上（販売本数×販売価格×消費税）に対し、事業者が提案した売上手数料率により算出した額とする。納付にあたっては、当該月の売上実績を翌月10日までに速やかに報告し、その実績報告書を基に施設管理者が発行する請求書により指定する期日までに納入すること。

(2) 電気使用負担金

電気使用量計測用計量器を用いて電気使用量を計測する。計量器の設置、電気使用料金は事業者による自己負担とし、支払い方法は売上手数料と同様とする。

(3) その他必要経費

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、維持管理、保健所への届出、電力使用量計測用計量器設置・撤去等の費用は、全て事業者による自己負担とする。また、東砂スポーツセンター改修工事に伴う自動販売機の一時撤去、再設置等の費用も全て、事業者による自己負担とする。

1 3 事業者の決定方法

(1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

(2) 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、公社に対して支払う売上手数料率が高い上位3社を選定し、さらに公社の関係職員で構成する選定委員会において、前項記載の評価基準を基に評価し、最も評価の高い者を事業者に決定する。

(3) 結果の通知等

事業者の決定は、令和8年2月中旬の予定とし、全ての応募者に結果を通知する。

1 4 決定事業者の提出書類

事業者に決定した者が、乳類を販売する場合については、別途指定する期日までに食品衛生上の営業許可等の免許写しを提出すること。

1 5 事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なしで、14で記載の書類を提出しない場合。
- (2) 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなった場合。
- (3) その他事業者が契約の相手方として不適当と認められる場合。

16 問合せ先

公益財団法人江東区健康スポーツ公社 事務局管理係
自動販売機設置運営事業者募集担当 前田、高取
電話 03（3647）5402